

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月31日

【会社名】 アドビ・システムズ・インコーポレイテッド
(Adobe Systems Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長、社長兼CEO(最高経営責任者)
(Chairman, President and Chief Executive Officer)
シャントヌ・ナラヤン
(Shantanu Narayen)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 95110-2704 カリフォルニア州
サンノゼ、パークアベニュー345
(345 Park Avenue, San Jose, California 95110-2704,
U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石塚 洋之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱UFJ銀行の2018年7月26日現在の対顧客電信直物売相場は1米ドル=111.72円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

1 【提出理由】

アドビ・システムズ・インコーポレイテッド（以下、「当社」という。）及びその連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したことから、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項12及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2017年12月22日

(2) 当該事象の内容

2017年12月22日、減税及び雇用法（以下、「税制改革」という。）が制定され、既存の米国の税法が大幅に変更された。これには、米国連邦法定税率の引き下げ、海外留保所得のみなし本国還元にかかる一括移行税の課税及びテリトリアル課税の導入といった、当社に適用される多くの規定が含まれている。税制改革により、2018年1月1日から米国連邦法定税率は35%から21%に引き下げられた。2018年度において、当社の米国連邦法定税率の平均は、22.2%である。これは、2018年度の最初の月には35%の税率を使用し、残る11ヶ月には引き下げられた21%の税率を使用したことによるものである。当社は、税制改革により、以前は米国法人税の対象でなかった、海外留保所得にかかる一括移行税を、外国通貨の現金資産及び特定のその他の正味流動資産について15.5%、残りの収益について8%の税率で負担する必要が生じた。いずれの場合も、特定の外国税額控除により減額される。税制改革は、海外子会社のグローバル無形資産低課税所得に課税する規定、外国源泉の無形資産関連所得に対する特別税額控除及び米国法人とその子会社間での特定の支払に課税する、税源浸食防止規定も含んでいる。これらの税制改革の追加された規定は、2018年12月1日から当社に対して効力が発生する。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

税制改革は、当社の2018事業年度の第1四半期に効力が発生した。2018年6月1日現在、当社は税制改革による税効果に関する会計処理を完了していない。当四半期において、当社は、現在入手可能な情報及び税制改革の解釈についての技術ガイダンスを利用し、これらの税効果の合理的な見積りに基づく、暫定的な税金費用に対する調整額を計上した。税制改革の影響に関する会計処理を完了するため、当社は引き続き、米国財務省、内国歳入庁、州の税務管轄地域、財務会計基準審議会並びにその他の基準策定機関及び規制機関から追加のガイダンスが入手できるようになり次第、かかるガイダンスを入手し、分析及び解釈する。新たなガイダンス又は解釈は、将来にわたり、当社の法人税への引当金に重大な影響を与えるおそれがある。分析を完了するために必要なものの現在入手できない追加の情報は、2018年度における特定の子会社の総利益及びかかる利益に対して支払った外国所得税の総額、再測定の対象となる特定の純繰延税金資産及び関連する項目の一時差異が相殺又は還付される時期の最終決定並びに様々な州の税務当局による、税制改革の当該規定の課税上の取扱を含むが、これらに限らない。さらに、当社は現在、2019年度から当社に対して効力が発生する、当社の外国における収益に対する課税の変更による影響を判断するために十分な情報及びガイダンスを有していない。会計に対する暫定的な影響は、当社の会計分析が完了するまで、将来の報告期間において変化す

る可能性があり、当該影響は、米国証券取引委員会スタッフ会計広報第118号「減税及び雇用法における法人所得税の会計処理に関する事項」で承認されている通り、制定日から一年以内に生じることとなる。

米国連邦法人税率が引き下げられた結果、当社は、税制改革制定日現在の繰延税金の再測定を行い、将来の会計期間において、かかる繰延税金が相殺又は還付された際の適用されるであろう税率に基づき、10百万ドル(1,117,200,000円)の暫定的な税金費用を計上した。当社は、繰延税金の測定に関する会計処理を完了していない。繰延税金の再測定をするため、当社は、既存の繰延税金が相殺又は還付される時期を予測した。現在の予測が実際の将来の経営成績と異なった場合、当社の財務諸表に含まれる繰延税金の再測定は、さらなる修正の対象となる。

新たなテリトリアル課税の導入の一部として、当社は、2018年度の86百万ドル(9,607,920,000円)に第1四半期において計上された付帯効果を加算した額、長期未払法人税533百万ドル(59,546,760,000円)及び繰延税金負債の減額415百万ドル(46,363,800,000円)からなる、海外留保所得に対する118百万ドル(13,182,960,000円)の暫定的な移行税額負担を計上した。当社の法人税務ストラクチャーを変更し、米国内における当社の利益に対する費用をより控除できるようになった結果、当社は、2018年6月1日に終了した三ヶ月間の税制改革について再度計算した。これには、海外留保利益に対する追加の暫定的な移行税負担28百万ドル(3,128,160,000円)、移行税を減額するために利用できると予想している税額控除の利用も含む繰延税金資産の減少72百万ドル(8,043,840,000円)及び長期未払法人税の減額44百万ドル(4,915,680,000円)が含まれている。移行税の算出にあたり、当社は、確定申告が完了していない又は期日が到来していないため、2017年度及び2018年度の海外留保所得の見積を行った。2017年度及び2018年度の課税対象となる税額は、各期間の確定申告が完了し又は提出され次第明らかになる。さらに、米国及び海外の税務調査は、推定された移行税の額に大きな影響を与える可能性がある。米国及び海外の税務調査による移行税への影響は調査が完了し次第明らかになる。当社は、税制改革が許容する8年間の期間について連邦移行税を支払う決定を行う意向である。その結果、当社は、長期未払法人税のうち39百万ドル(4,357,080,000円)を、2019年度に支払期限が到達する、第一回の分割払いの短期未払法人税に再分類した。

税制改革で導入された特定の国際規定は、2019年度に当社に対して効力が発生する。当社がこれらの規定が適用される期間の税効果を算出し、又は会計上の繰延税金及び差し戻した際にこれらの税金が対象となる可能性のある課税基礎額の差額を定めるための会計方針を採用するかどうかの分析を完了するには、更なる情報が必要となる。したがって、当社は、2018年6月1日に終了した6ヶ月において、これらの規定に関するいかなる税金も計上していない。当社は、遅くとも2019年度第1四半期までに、会計方針の選択を行い、必要とされる会計処理を完了させる予定である。